犯罪に強い社会の実現のための島根県民会議　設置要綱

（目的）
第１条　関係行政機関、県民等が緊密な連携の下に、日本一治安の良い島根を目指し、犯罪に強い社会の実現のための島根県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

（任務）
第２条　県民会議は、本県の治安対策を具体化した「犯罪に強い社会の実現のための島根行動計画」（以下「島根行動計画」という。）を策定し、これに基づく各種施策を総合的かつ積極的に推進することを任務とする。

（構成）
第３条　県民会議は、別表に掲げる団体等で構成する。

（役員）
第４条　県民会議に、会長及び副会長を置く。
２　会長は、島根県知事とし、県民会議を代表し、会務を総理する。
３　副会長は、島根県警察本部長、島根県連合婦人会会長及び島根県地域安全推進員連絡協議会会長とする。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定する副会長がその職務を代理する。

（運営）
第５条　県民会議は、会長が招集し、その議長となる。
２　県民会議は、次の事項を審議する。
⑴　要綱の制定改廃に関すること。
⑵　島根行動計画の制定改廃に関すること。
⑶　その他県民会議の任務に関し重要な事項
３　会長は、必要があると認めるときは、県民会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）
第６条　県民会議の庶務は、警察本部警務部警務課において処理する。

附　則
この要綱は、平成21年12月21日から施行する。
附　則
この要綱は、平成23年２月10日から施行する。
附　則
この要綱は、平成24年２月17日から施行する。
附　則
この要綱は、平成25年２月19日から施行する。
附　則
この要綱は、平成26年８月６日から施行する。
附　則
この要綱は、平成28年２月９日から施行する。
附　則
この要綱は、平成29年２月７日から施行する。
附　則
この要綱は、平成31年２月12日から施行する。
附　則
この要綱は、令和２年10月28日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年２月５日から施行する。

別表（第3条関係）

犯罪に強い社会の実現のための島根県民会議　構成団体等

（順不同）

種別	団体等名	種別	団体等名
推進団体	島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会	国の機関	中国運輸局島根運輸支局
	島根県特殊詐欺撲滅対策推進本部		広島出入国在留管理局松江出張所
	島根県サイバーテロ対策協議会		海上保安部（浜田・境）
	島根県公共交通機関等テロ対策協議会		神戸税関（浜田・境）税関支署
	島根県爆発物原料取扱事業者等連絡協議会		松江刑務所
	安全・安心なサイバー空間を構築するための島根県官民連携協議会		島根あさひ社会復帰促進センター
地域・県民	(公社)島根県防犯連合会		松江少年鑑別所
	島根県連合婦人会		松江保護観察所
	(公財)島根県老人クラブ連合会		自衛隊島根地方協力本部
	島根県社会福祉協議会		島根労働局
	島根県公民館連絡協議会	市町村	島根県市長会
	島根県幼こども園・小中・高・特別支援PTA連絡協議会		島根県町村会
	島根県小学校長会	知事部局	政策企画局政策企画監室
	島根県中学校長会		総務部総務課
	島根県公立高等学校長協会		防災部防災危機管理課
	島根県私立中学高等学校連盟		地域振興部交通対策課
	島根県地域安全推進員連絡協議会		環境生活部環境生活総務課
	島根県少年指導委員連絡協議会		健康福祉部青少年家庭課
	島根県少年補導委員連絡協議会		農林水産部水産課
	沿岸協力会（JFしまね）		土木部土木総務課
	（公財）島根県暴力追放県民センター	教育庁	教育指導課
事業者等	島根県商工会議所連合会	警察本部	警務部警務課
	島根県商工会連合会		生活安全部生活安全企画課
	島根県金融機関防犯連合会		刑事部刑事企画課
	(公社)島根県観光連盟		交通部交通企画課
	セコム山陰(株)		警備部公安課
	島根県ケーブルテレビ協議会	合計	59団体等
	(株)マイメディア		
	(株)ドコモCS中国 島根支店		
	KDDI(株)　中国総支社		
	ソフトバンク(株)　CSR本部 地域CSR統括部 中四国・九州・沖縄地域CSR部		
	中国電力(株)島根原子力発電所		
	(一社)島根県建築士会		

（注）推進団体は、本要綱に賛同し、島根行動計画に基づく施策を主体的に推進する団体等で構成